

第五次福山市総合計画第3期基本計画・次期総合戦略策定支援業務仕様書

1 業務名称

第五次福山市総合計画第3期基本計画・次期総合戦略策定支援業務

2 目的

本市は、福山市総合計画と福山市総合戦略を一体化した福山みらい創造ビジョンに基づき持続可能な発展につながる中長期的な視点に立ったまちづくりを総合的・戦略的に推進している。福山みらい創造ビジョンが2025年度（令和7年度）に目標年次を迎えることから、2026年度（令和8年度）以降の本市の新たなまちづくりの指針となる計画を策定する必要がある。

本業務は、計画の策定にあたり、高い専門性と豊富な経験等を有する事業者計画策定支援業務を委託し、策定に係る業務を効率的かつ円滑に遂行することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から2026年（令和8年）3月31日（火）まで

4 対象地域

福山市全域（ただし、類似都市との比較など、必要に応じて市域外も対象に含めるものとする。）

5 業務の概要

(1) 業務内容

第五次福山市総合計画第3期基本計画・次期総合戦略の策定のため、概ね次の業務を行うものとする。

なお、業務内容は、第五次福山市総合計画第3期基本計画・次期総合戦略の策定に向けて必要と考えられる事項を示したものであり、プロポーザルの実施によって決定した受注者の企画提案により調整することとする。

ア 人口の現状分析

- (ア) 本市の人口構造・人口動向の特性分析のための基礎データ整理
- (イ) 将来推計人口の分析
- (ウ) 人口の将来展望の整理

イ 時代の潮流や本市の現状と各種統計データによる課題等の整理

- (ア) 国や県、中核市等との比較による本市のポジションや少子高齢化、ライフスタイルなどの変化による本市の置かれた状況の調査・分析
- (イ) 本市の社会経済の状況分析

- (ウ) 2050年までに日本や本市に起こる変化の分析
- (エ) 今後起こりうる変化に対する、本市の強みと弱みの分析
- (オ) 関連計画との整合
- (カ) その他課題等の整理に必要な事項の調査

ウ 市民意識調査の実施及び分析

- (ア) 市民の定住意識や暮らしの満足度等の主観的指標を含む意識調査
 - a 調査票の作成
 - b 調査票の発送・回収
 - c データ集計・分析
 - ・調査票の発送・回収費用は受注者の負担とする。
 - ・調査票の発送に必要な宛名シールは受注者で準備する。
 - ・調査票の印刷、返信用封筒の準備、調査票の封入封緘は受注者が実施する。
 - ・調査の標本数（総送付件数）及び調査票の内容は、受注者と発注者が協議の上、決定するものとする。
- ※調査の標本数（総送付件数）は4,000人程度、設問数は50問程度を想定。
また、回答はインターネットでも可能とすること。

エ 新計画の策定支援

- (ア) ア～ウまでの分析を基にした、本市のめざす姿の提案
- (イ) 施策検討過程で抽出される課題や解決策の立案に必要なデータの収集・分析
- (ウ) 具体的な施策に関する提案・助言・支援
- (エ) 施策ごとの客観的な指標設定に関する提案・助言・支援
- (オ) その他新計画策定に関する助言・支援
- (カ) 新計画の文案及び冊子デザインの提案・作成支援
- (キ) 新計画の概要版の作成
- (ク) パブリックコメント実施支援

オ 現ビジョンの評価及び総括の支援

カ 検討会議等の運営支援

- (ア) 福山みらいづくり懇話会など関連会議の資料作成支援・議事録作成支援等
 - ※ 作成した資料は事前に本市に提出し、承認を得ることとする。また、受注者は必要に応じて当該会議に同席し、説明、助言等を行うこととする。

キ その他

- (ア) ビジョン策定のための各種データの分析・作成
- (イ) 議会や住民、企業・各種団体等に対する各種説明資料等の作成

(2) その他

- ア 業務内容に関する協議・検討資料、アンケート調査の速報値については、履行期間

中に提出を求めることがある。

- イ 既存の各種個別計画及び関連事業等との整合を図りながら検討を行うこと。
- ウ 業務の目的を達成するために、発注者は受注者に対し業務の進捗状況に関する必要な指示を行うことができる。
- エ 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受託者とが協議して定めるものとする。

6 留意事項

- (1) 受注者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 受注者は、業務を円滑に遂行するために、逐次発注者と連絡調整を行わなければならない。

7 成果品

- (1) 本業務の成果品は次のとおりとし、履行期限までに納入すること。
 - ア 基礎調査報告書（5(1)ア、イをまとめたもの） 製本1部
 - イ 市民意識調査報告書 製本1部
 - ウ ア、イを踏まえた現ビジョン総括報告書 1部
 - エ 新計画（概要版含む） 1部
 - オ その他本市が指示するもの
 - カ ア～オの電子データ（PDF形式、Word形式、Excel形式等）
- (2) 成果品の印刷及びその変更にあたっては、本市の指示に従うこと。
- (3) 成果品は、全て本市に帰属することとし、受注者は本市の承認を得ずに使用又は公表しないこと。
- (4) 成果品の納品日は、受注者と発注者が協議の上決定する。
- (5) 成果品の納入先は、福山市企画財政局企画政策部企画政策課とする。
※成果品は、公平及び中立な内容であり、公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。